

平成二十六年六月十八日提出
質問 第二五六号

信用保証制度の見直しに関する質問主意書

提出者 小池政就

信用保証制度の見直しに関する質問主意書

平成二十六年五月十九日の経済財政諮問会議において、麻生財務大臣兼金融担当大臣は、「民間金融機関の目利き・経営支援を促す信用保証の見直し」と明記した資料を出席委員に配付している。

また、平成二十六年六月四日の経済産業委員会において、茂木経済産業大臣は、民間金融機関の目利き・経営支援を促すことは極めて重大な問題であり、信用保証制度等の見直しの検討を不断に進めていく旨の答弁をしている。

これらの点を踏まえ、以下、質問する。

一 信用保証制度についての現時点での検討状況並びに検討結果の公表時期及び公表方法について、具体的にお答えいただきたい。

二 平成二十六年六月四日の経済産業委員会において、茂木経済産業大臣は、百パーセント保証の弊害として、金融機関が融資先の事業の内容を見て融資を行ったり、経営状況が悪化してきた中小企業等に対して経営改善指導等をするインセンティブが働きにくいこと、また、金融機関のモラルハザードを招きかねないことがある旨の答弁もしている。

また、平成二十五年十二月末における百パーセント保証がついた融資残高は、約18兆円にのぼる。

現時点でも、セーフティネット保証制度等の百パーセント保証がなされる制度が残されているが、前記弊害がとくに大きいことに鑑み、早期に見直す必要があるのではないか。見直しを検討しているのであれば現時点での検討状況、検討していないのであれば検討していない理由を具体的に回答いただきたい。右質問する。